福井県報

第　343　号
令　和　7　年
4　月　1　日（火）
火　曜　日　発　行

── 目　次 ──

（※は県例規集登載事項）

告　示

○指定公金事務取扱者の指定（１３５～１４３・税務課）……1
○指定公金事務取扱者の指定（１４４・大学私学課）……4
○私立学校振興助成法施行規則に基づく所轄庁が定める書類（１４５・同）……4
○私立学校法に基づく所轄庁が定める収益事業の種類（１４６・同）……4
○令和７年度の自衛官候補生の募集（１４７・市町協働課）……5
○高圧ガス製造保安責任者免状および高圧ガス販売主任者免状ならびに液化石油ガス設備士免状の交付事務の委託（１４８・消防保安課）……5
○指定公金事務取扱者の指定（１４９・定住交流課）……5
○指定納付受託者の指定（１５０～１５６・同）……5
○指定公金事務取扱者の指定（１５７・文化課）……7
○指定納付受託者の指定（１５８・恐竜博物館）……7
○福井県立若狭歴史博物館が指定する物品および図録等販売料の徴収事務委託（１５９・若狭歴史博物館）……7
○福井県海浜自然センター自然体験講座参加費の徴収事務委託（１６０・海浜自然センター）……7
○福井県年縞博物館の観覧料、福井県年縞博物館が指定するグッズの販売料および図録販賦料の徴収事務委託（１６１・年縞博物館）……7
○福井県年縞博物館と若狭三方縄文博物館の共通観覧券発行に係る観覧料の徴収事務委託（１６２・同）……8
○指定納付受託者の指定（１６３、１６４・同）……8
○福井県介護福祉士等修学資金返還金の未収金に関する収納事務委託（１６５・長寿福祉課）……8
○保育士登録等に係る手数料の収納事務委託（１６６・児童家庭課）……8
○指定公金事務取扱者の指定（１６７・障がい福祉課）……9
○動物愛護管理に関する手数料の徴収事務委託（１６８・医薬食品・衛生課）……9
○福井県工業技術センターの使用料および手数料の徴収事務委託（１６９・工業技術センター）……9
○土地改良区の新たな事業の施行の認可（１７０、１７１・農村振興課）……9
○土地改良区の定款変更の認可（１７２、１７３・同）……10
○土地改良区の設立の認可（１７４・同）……10
○指定公金事務の指定（１７５・県産材活用課）……10
○浅水駅前駐車場の駐車料金の徴収事務委託（１７６・道路保全課）……10
○道路の供用の開始（１７７・同）……10
○道路の区域の変更（１７８・同）……11
○港湾施設使用料等の徴収事務委託（１７９、１８０・港湾空港課）……11
○都市計画の変更案の縦覧（１８１、１８２・都市計画課）……11
○福井県営住宅を既に退去した者および現に入居している者の県営住宅使用料ならびに県営住宅駐車場使用料の未収金の徴収事務委託（１８３・建築住宅課）……12
○県営住宅の名称、位置等（１８４・同）……12
○指定確認検査機関の指定（１８５・同）……19
○福井駅東口駐車場の駐車料金の徴収事務委託（１８６・福井土木事務所）……20
○指定公金事務取扱者の指定（１８７～１９４・審査指導課）……20
○令和７年度特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（１９５・会計課）……22
○福井県奨学育英基金貸付金の返還金の未収金の収納事務委託（１９６・高校教育課）……24

訓　令

※副部長の掌理する事務を定める規程（１５・人事課）……25
※辞令の特例に関する訓令（１６・同）……26

公　告

○令和７年度調理師試験の実施（医薬食品・衛生課）……26
○農地を利用する権利の設定の裁定（中山間農業・畜産課）……26

告　　示

福井県告示第１３５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県県税条例（昭和２５年福井県条例第５３号）第３条第１項の県税の収納の事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所

株式会社ＮＴＴデータ

東京都江東区豊洲３丁目３番３号

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

福井県県税条例第３条第１項第２号に規定する事業税（個人の行う事業に対するものに限る。）、同項第４号に規定する不動産取得税および同項第８号に規定する自動車税のコンビニエンスストア収納代行の事務

３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日

令和７年４月１日

４　指定公金事務取扱者に委託をした日

令和７年４月１日

福井県告示第１３６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県県税条例（昭和２５年福井県条例第５３号）第３条第１項の県税の収納の事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所

株式会社セブン‐イレブン・ジャパン

東京都千代田区二番町８番地８

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

福井県県税条例第３条第１項第２号に規定する事業税（個人の行う事業に対するものに限る。）、同項第４号に規定する不動産取得税および同項第８号に規定する自動車税のコンビニエンスストア収納代行の事務

３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日

令和７年４月１日

４　指定公金事務取扱者に委託をした日

令和７年４月１日

福井県告示第１３７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県県税条例（昭和２５年福井県条例第５３号）第３条第１項の県税の収納の事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所

株式会社ローソン

東京都品川区大崎１丁目１１番２号

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

福井県県税条例第３条第１項第２号に規定する事業税（個人の行う事業に対するものに限る。）、同項第４号に規定する不動産取得税および同項第８号に規定する自動車税のコンビニエンスストア収納代行の事務

３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日

令和７年４月１日

４　指定公金事務取扱者に委託をした日

令和７年４月１日

福井県告示第１３８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県県税条例（昭和２５年福井県条例第５３号）第３条第１項の県税の収納の事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所

株式会社ファミリーマート

東京都港区芝浦３丁目１番２１号

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

福井県県税条例第３条第１項第２号に規定する事業税（個人の行う事業に対するものに限る。）、同項第４号に規定する不動産取得税および同項第８号に規定する自動車税のコンビニエンスストア収納代行の事務

３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日

令和７年４月１日

４　指定公金事務取扱者に委託をした日

令和７年４月１日

福井県告示第１３９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県県税条例（昭和２５年福井県条例第５３号）第３条第１項の県税の収納の事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所

山崎製パン株式会社

東京都千代田区岩本町３丁目１０番１号

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

福井県県税条例第３条第１項第２号に規定する事業税（個人の行う事業に対するものに限る。）、同項第４号に規定する不動産取得税および同項第８号に規定する自動車税のコンビニエンスストア収納代行の事務

３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日

令和７年４月１日

４　指定公金事務取扱者に委託をした日

令和７年４月１日

福井県告示第１４０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県県税条例（昭和２５年福井県条例第５３号）第３条第１項の県税の収納の事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所

ミニストップ株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬１丁目５番地１

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

福井県県税条例第３条第１項第２号に規定する事業税（個人の行う事業に対するものに限る。）、同項第４号に規定する不動産取得税および同項第８号に規定する自動車税のコンビニエンスストア収納代行の事務

３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日

令和７年４月１日

４　指定公金事務取扱者に委託をした日

令和７年４月１日

福井県告示第１４１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県県税条例（昭和２５年福井県条例第５３号）第３条第１項の県税の収納の事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所

株式会社ポプラ

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地６６５番地の１

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

福井県県税条例第３条第１項第２号に規定する事業税（個人の行う事業に対するものに限る。）、同項第４号に規定する不動産取得税および同項第８号に規定する自動車税のコンビニエンスストア収納代行の事務

３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日

令和７年４月１日

４　指定公金事務取扱者に委託をした日

令和７年４月１日

福井県告示第１４２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県県税条例（昭和２５年福井県条例第５３号）第３条第１項の県税の収納の事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所

株式会社しんきん情報サービス

東京都港区港南１丁目８番２７号

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

福井県県税条例第３条第１項第２号に規定する事業税（個人の行う事業に対するものに限る。）、同項第４号に規定する不動産取得税および同項第８号に規定する自動車税のコンビニエンスストア収納代行の事務

３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日

令和７年４月１日

４　指定公金事務取扱者に委託をした日

令和７年４月１日

福井県告示第１４３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県県税条例（昭和２５年福井県条例第５３号）第３条第１項の県税の収納の事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所

一般社団法人福井県自動車会議所

福井市西谷１丁目１４０１

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

福井県県税条例第３条第１項第８号に規定する自動車税（同条例第１３５条の５第１項各号に規定する環境性能割および第１４２条第２項に規定する種別割に限る。）および地方税法附則第２９条の９に規定する軽自動車税の環境性能割の収納の事務

３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日

令和７年４月１日

４　指定公金事務取扱者に委託をした日

令和７年４月１日

福井県告示第１４４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、講義受講者への交通費支給事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所

アイビーエージェント株式会社

福井県福井市日之出４丁目１－６

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出

講義受講者への交通費支給事務

３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日

令和７年４月１日

４　指定公金事務取扱者に委託をした日

令和７年４月１日

福井県告示第１４５号

私立学校振興助成法施行規則（令和６年文部科学省令第２９号）第２条第４号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第２条第４号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和７年度に係る書類の提出から適用する。

私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項（平成２８年福井県告示第１４０号）は、令和６年度の監査報告書を限りとして廃止する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

福井県知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第２条第４号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第５条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和２３年法律第１０３号）第１６条の２第５項に規定する外国公認会計士を含む。）または監査法人の監査報告とする。

福井県告示第１４６号

私立学校法（昭和２４年法律第２７０号。以下「法」という。）第１９条第２項の規定に基づき、福井県知事の所管に属する学校法人および法第１５２条第５項に規定する法人の行うことのできる収益事業の種類は、統計法（平成１９年法律第５３条）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

なお、福井県知事の所管に属する学校法人および私立学校法第６４条第４項に規定する法人の行うことのできる収益事業の種類（平成２０年福井県告示第６８２号）は、廃止する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　農業、林業

２　漁業

３　鉱業、採石業、砂利採取業

４　建設業

５　製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）

６　電気・ガス・熱供給・水道業

７　情報通信業

８　運輸業、郵便業

９　卸売業、小売業

１０　保険業（「保険媒介代理業」および「保険サービス業」に関するものに限る。）

１１　不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業

１２　学術研究、専門・技術サービス業

１３　宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」および「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除く。）

１４　生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）

１５　教育、学習支援業
１６　医療、福祉
１７　複合サービス業
１８　サービス業（他に分類されないもの）

福井県告示第１４７号

陸上自衛隊、海上自衛隊および航空自衛隊の自衛官候補生の令和７年度における募集が行われるので、受験資格、募集期間その他採用試験に関する事項について、自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第１１４条および第１１７条第１項（同令第１１８条においてこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　受験資格（男女とも）

採用予定月の１日現在、１８歳以上３３歳未満の者

２　募集期間その他採用試験に関する事項

男女とも下記のとおり

⑴　募集期間

年間を通じて受付

⑵　採用試験の試験期日

志願者に別途通知

⑶　採用試験の試験場の位置および名称

志願者に別途通知

３　問い合わせ先

福井市春山１丁目１番５４号
福井春山合同庁舎１０階
自衛隊福井地方協力本部募集課
電話（０７７６）２３－１９１０

福井県告示第１４８号

高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）第２９条の２第１項および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）第３８条の４の２第１項の規定に基づき、高圧ガス製造保安責任者免状および高圧ガス販売主任者免状ならびに液化石油ガス設備士免状の交付事務の全部を高圧ガス保安協会に委託したので、高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第２０号）第８条第２号および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和４３年政令第１４号）第７条第２号の規定により、次のとおり公示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　委託に係る免状交付事務の内容

⑴　免状交付申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。
⑵　免状再交付申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。
⑶　免状書換え申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。

２　委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会試験・教育事業部門
〒１０５－８４４７
東京都港区虎ノ門４丁目３番１３号
（ヒューリック神谷町ビル）
電話０３－３４３６－６１０６

福井県告示１４９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、地域おこし協力隊インターン日当等支給事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所

合同会社グリーンラボラトリー滋賀支店
滋賀県東近江市百済寺町４６０番地１

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出

地域おこし協力隊インターン日当等支給事務

３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日

令和７年４月１日

４　指定公金事務取扱者に委託をした日

令和７年４月１日

福井県告示１５０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第２３１条の２の３第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定納付受託者の名称および住所

株式会社トラストバンク

東京都品川区上大崎三丁目１番１号
２　指定した日
令和７年４月１日

福井県告示１５１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第２３１条の２の３第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日
福井県知事　杉本　達治

１　指定納付受託者の名称および住所
株式会社福井カード
福井県福井市順化１丁目３番３号
２　指定した日
令和７年４月１日

福井県告示１５２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第２３１条の２の３第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日
福井県知事　杉本　達治

１　指定納付受託者の名称および住所
株式会社さとふる
東京都中央区京橋二丁目２番１号
２　指定した日
令和７年４月１日

福井県告示１５３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第２３１条の２の３第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日
福井県知事　杉本　達治

１　指定納付受託者の名称および住所
株式会社アイモバイル
東京都渋谷区桜丘町２２－１４
N.E.S.ビルN棟２階
２　指定した日
令和７年４月１日

福井県告示１５４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第２３１条の２の３第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日
福井県知事　杉本　達治

１　指定納付受託者の名称および住所
ＰａｙＰａｙ株式会社
東京都千代田区紀尾井町１番３号
２　指定した日
令和７年４月１日

福井県告示１５５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第２３１条の２の３第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日
福井県知事　杉本　達治

１　指定納付受託者の名称および住所
株式会社シフトセブンコンサルティング
福岡県福岡市中央区赤坂１丁目１６－５
読売九州ビル５階
２　指定した日
令和７年４月１日

福井県告示第１５６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第２３１条の２の３第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日
福井県知事　杉本　達治

１　指定納付受託者の名称および住所
ＲＥＡＤＹＦＯＲ株式会社

東京都千代田区一番町８
２　指定した日
令和７年４月１日

福井県告示第１５７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、「アートプロジェクト支援事業」にかかる助成金支払業務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日
福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所
公益財団法人福井県文化振興事業団
福井県福井市今市町４０号１番地１
２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
「アートプロジェクト支援事業」にかかる助成金支払事務
３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
令和７年３月１７日
４　指定公金事務取扱者に委託をした日
令和７年４月１日

福井県告示第１５８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第２３１条の２の３第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日
福井県知事　杉本　達治

１　指定納付受託者の名称および住所
アソビュー株式会社
東京都品川区大崎１－１１－２
２　指定した日
令和７年４月１日

福井県告示第１５９号

地方自治法施行令（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県立若狭歴史博物館観覧料、福井県立若狭歴史博物館が指定する物品および図録等販売料の徴収の事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日
福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社アイビックス
福井市下馬２丁目１０１
２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井県立若狭歴史博物館観覧料、福井県立若狭歴史博物館が指定する物品および図録等販売料の徴収の事務
３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
令和７年４月１日
４　指定公金事務取扱者に委託した日
令和７年４月１日

福井県告示第１６０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県海浜自然センター自然体験講座参加費の徴収事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日
福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所
一般社団法人　うみから
代表理事　西野ひかる
小浜市水取１丁目７－１１
２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
自然体験講座参加費
３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
令和６年４月１日
４　指定公金事務取扱者に委託をした日
令和７年４月１日

福井県告示第１６１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県年縞博物館の観覧料、福井県年縞博物館が指定するグッズの販売料および図録販賦料の徴収の事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日
福井県知事　杉本　達治

1　指定公金事務取扱者の名称および住所
　株式会社オーイング
　大飯郡高浜町東三松９号９番地１３
2　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
　福井県年縞博物館の観覧料、福井県年縞博物館が指定するグッズの販売料および図録販賦料の徴収の事務
3　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
　令和７年４月１日
4　指定公金事務取扱者に委託した日
　令和７年４月１日

福井県告示第１６２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県年縞博物館と若狭三方縄文博物館の共通観覧券発行に係る観覧料の徴収の事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日
福井県知事　杉本　達治

1　受託者の名称および住所
　三方上中郡若狭町中央第１号１番地
　若狭町
2　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
　福井県年縞博物館と若狭三方縄文博物館の共通観覧券発行に係る観覧料の徴収の事務
3　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
　令和７年４月１日
4　指定公金事務取扱者に委託した日
　令和７年４月１日

福井県告示第１６３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第２３１条の２の３第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日
福井県知事　杉本　達治

1　指定納付受託者の名称および住所
　ＰａｙＰａｙ株式会社
　東京都千代田区紀尾井町１番３号
2　指定した日
　令和７年４月１日

福井県告示第１６４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第２３１条の２の３第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日
福井県知事　杉本　達治

1　指定納付受託者の名称および住所
　株式会社福井カード
　福井市順化１丁目３番３号
2　指定した日
　令和７年４月１日

福井県告示第１６５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県介護福祉士等修学資金返還金の未収金に関する収納事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日
福井県知事　杉本　達治

1　受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所
　ニッテレ債権回収株式会社
　代表取締役　長岡　智重
　東京都港区芝浦三丁目１６番２０号
2　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
　福井県介護福祉士等修学資金の貸付を受けた者の返還金の未収金に関する収納事務
3　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
　令和７年４月１日
4　指定公金事務取扱者に委託をした日
　令和７年４月１日

福井県告示１６６号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定に基づき、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１８条の１８第３項の保育士登録申請、児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）第１７条第１項の保育士登録証書換え交付および児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）第１８条第１項の保育士登録証再交付にかかる手数料の収納事務を委託したので、地方自治法施行令第１５８条第２項の規定により、

次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所

社会福祉法人日本保育協会

理事長　吉田　学

東京都千代田区麹町１丁目６番２号

２　受託事務の内容

①保育士登録申請にかかる手数料の収納

②保育士登録証書換え交付にかかる手数料の収納

③保育士登録証再交付にかかる手数料の収納

３　委託期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　収納の方法

払込用紙による。

福井県告示第１６７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、令和７年度障がい福祉人材確保事業「ちょこっと就労促進事業」における支援金支給事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所

社会福祉法人　福井県社会福祉協議会

福井市光陽２丁目３番２２号

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出

令和７年度障がい福祉人材確保事業「ちょこっと就労促進事業」における支援金支給事務

３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日

令和７年４月１日

４　指定公金事務取扱者に委託をした日

令和７年４月１日

福井県告示第１６８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県手数料徴収条例（平成１２年福井県条例第２号）別表第５号の表１７６の項の犬猫引取り手数料および福井県動物の愛護および管理に関する条例（平成１８年福井県条例第２０号）第１８条の動物の返還手数料の徴収の事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所

一般社団法人ふくい動物愛護管理支援センター協会

福井県鯖江市長泉寺町１丁目９番２０号鯖江市民活動交流センター内

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

動物愛護センターにおける動物愛護管理に関する手数料の徴収の事務（福井市内に住所を有する者に係る手数料を除く。）

３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日

令和６年４月１日

４　指定公金事務取扱者に委託をした日

令和７年４月１日

福井県告示第１６９号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定に基づき、福井県工業技術センターの使用料および手数料の徴収の事務を委託したので、同令第１５８条第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　受託者の名称および住所

福井ビル管理株式会社

福井市三ツ屋１丁目６１７

２　委託事務の内容

福井県工業技術センターの使用料および手数料の徴収の事務

３　委託期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　徴収の方法

領収書による。

福井県告示第１７０号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第４８条第１項の規定に基づき、令和７年３月２４日付けで麻生津土地改良区の新たな事業（暗渠排水）の施行を認可したので、同条第１１項の規定により告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

福井県告示第１７１号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第４８条第１項の規定に基づき、令和７年３月２４日付けで足羽文殊土地改良区の新たな事業（農業用用排水施設）の施行を認可したので、同条第１１項の規定により告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

福井県告示第１７２号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第３０条第２項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第３項の規定により告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

土地改良区の名称	認可年月日
麻生津土地改良区	令和７年３月２４日

福井県告示第１７３号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第３０条第２項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第３項の規定により告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

土地改良区の名称	認可年月日
足羽文殊土地改良区	令和７年３月２４日

福井県告示第１７４号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１０条第１項の規定に基づき、土地改良区の設立を認可したので、同条第３項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　設立した土地改良区の名称

神明下土地改良区

福井県告示第１７５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、ふくい林業カレッジ給付金給付事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所

公益財団法人福井県林業従事者確保育成基金

福井県福井市合島町第３号１番地

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出

ふくい林業カレッジ給付金給付事務

３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日

令和７年４月１日

４　指定公金事務取扱者に委託をした日

令和７年４月１日

福井県告示第１７６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例（平成１６年福井県条例第２９号）第５条の駐車料金の徴収の事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所

福井鉄道株式会社

越前市北府２丁目５番２０号

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

浅水駅前駐車場使用料

３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日

令和７年４月１日

４　指定公金事務取扱者に委託をした日

令和７年４月１日

福井県告示第１７７号

主要地方道福井丸岡線の下記区間において、道路の供用を開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和７年４月１日から２０日間一般の縦覧に供する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	福井丸岡線	福井市幾久町２７番１から 福井市高木町１３番２まで	令和７年 ４月１日

福井県告示第１７８号

主要地方道福井丸岡線の下記区間において、道路の区域を変更したので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和７年４月１日から２０日間一般の縦覧に供する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

道路種別	路線名	新旧別	区　間	幅員(単位:メートル)	延長(単位:メートル)
主要地方道	福井丸岡線	新	福井市幾久町２７番１から 福井市高木町１３番２まで	17.9 ～ 33.0	82.6
		旧	福井市幾久町２７番１から 福井市高木町１３番２まで	15.0 ～ 23.1	82.6

福井県告示第１７９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県港湾施設管理条例（昭和３７年福井県条例第４５号）第９条の使用料等の徴収の事務を委託したので、同法同条第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　受託者の名称および住所

敦賀港国際ターミナル株式会社

敦賀市金ヶ崎町４９番１

２　委託事務の内容

敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナル（指定管理施設および国有港湾施設に限る。）の使用料および占用料の徴収の事務

３　委託期間

令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで

４　徴収の方法

納入通知書または口頭による納入の通知による。

福井県告示第１８０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県港湾施設管理条例（昭和３７年福井県条例第４５号）第９条の使用料等の徴収の事務を委託したので、同法同条第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　受託者の名称および住所

若狭高浜漁業協同組合

大飯郡高浜町塩土第５号１番地

２　委託事務の内容

和田港若狭和田マリーナ給油施設の使用料の徴収の事務

３　委託期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　徴収の方法

納入通知書または口頭による納入の通知による。

福井県告示第１８１号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項の規定において準用する同法第１８条第１項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第２１条第２項の規定において準用する同法第１７条第１項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福井県知事に意見書を提出することができる。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　都市計画の種類

大野都市計画道路　３・３・２０号

東縦貫線

２　都市計画を定める土地の区域

３・３・２０号東縦貫線に係る土地

追加する部分
南新在家の一部
削除する部分
南新在家の一部
3　都市計画の案の縦覧場所
福井市大手３丁目１７番１号
福井県土木部都市計画課
大野市天神町１番１号
大野市くらし環境部交通住宅まちづくり課
福井県土木部都市計画課ホームページ
4　縦覧期間
自　令和７年４月１日
至　令和７年４月１５日

福井県告示第１８２号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項の規定において準用する同法第１８条第１項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第２１条第２項の規定において準用する同法第１７条第１項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福井県知事に意見書を提出することができる。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

1　都市計画の種類
勝山都市計画道路　３・３・５号
東縦貫線
2　都市計画を定める土地の区域
３・３・５号東縦貫線に係る土地
追加する部分
平泉寺町大渡および遅羽町下荒井の各一部
削除する部分
遅羽町下荒井の一部
3　都市計画の案の縦覧場所
福井市大手３丁目１７番１号
福井県土木部都市計画課
勝山市元町１丁目１番１号
勝山市建設課
福井県土木部都市計画課ホームページ
4　縦覧期間
自　令和７年４月１日
至　令和７年４月１５日

福井県告示第１８３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県営住宅条例（平成９年福井県条例第３号）第１３条および第３８条の使用料の徴収の事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

1　指定公金事務取扱者の名称および住所
弁護士法人　関西法律特許事務所
大阪府大阪市中央区北浜２丁目５番２３号　小寺プラザ１２階
2　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井県営住宅を既に退去した者および現に入居している者の県営住宅使用料ならびに県営住宅駐車場使用料の未収金の徴収
3　地方自治法第２４３条の２第1項の規定による指定をした日
令和７年４月１日
4　指定公金事務取扱者に委託をした日
令和７年４月１日

福井県告示第１８４号

福井県営住宅条例（平成９年福井県条例第３号）第３条第２項ならびに福井県営住宅条例施行規則（平成９年福井県規則第４８号）第９条第２項の規定に基づき、県営住宅の名称、位置等について次のとおり公示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

1 県営住宅

名　　称	位　　置	棟 名	建設年度	1戸あたり床面積	利便性係数	家賃の額	備 考
県営住宅町屋団地	福井市松本1丁目	１６号館	昭和５８年度	64.9 平方メートル	0.85	21,000 ～ 49,400 円	
					0.82	20,300 ～ 49,400 円	４階
					0.85	22,300 ～ 65,700 円	高齢者用
		１７号館	昭和５８年度	64.9 平方メートル	0.85	21,000 ～ 49,400 円	
					0.82	20,300 ～ 49,400 円	４階
					0.85	22,400 ～ 65,300 円	高齢者用
		１８号館	昭和５７年度	61.6 平方メートル	0.85	19,700 ～ 46,100 円	
					0.82	19,000 ～ 46,100 円	４階
					0.85	20,800 ～ 65,000 円	高齢者用
		１９号館	昭和５７年度	64.9 平方メートル	0.85	20,700 ～ 48,300 円	
					0.82	20,000 ～ 48,300 円	４階
					0.85	22,100 ～ 64,100 円	高齢者用
		２０号館	昭和５７年度	61.6 平方メートル	0.85	19,700 ～ 44,300 円	
					0.82	19,000 ～ 44,300 円	４階
					0.85	20,800 ～ 66,000 円	高齢者用
		２１号館	昭和５７年度	64.9 平方メートル	0.85	20,700 ～ 45,700 円	
					0.82	20,000 ～ 45,700 円	４～５階
					0.85	21,900 ～ 63,200 円	高齢者用
		２２号館	昭和５９年度	55.2 平方メートル	0.85	18,200 ～ 43,300 円	
				61.6 平方メートル	0.85	20,300 ～ 47,600 円	
					0.82	19,600 ～ 47,600 円	４～５階
				68.0 平方メートル	0.85	22,400 ～ 51,900 円	身障者用
		２３号館	昭和５９年度	64.9 平方メートル	0.85	21,400 ～ 50,200 円	
					0.82	20,600 ～ 50,200 円	４～５階
					0.85	22,500 ～ 70,100 円	高齢者用
		２４号館	昭和５９年度	64.9 平方メートル	0.85	21,400 ～ 49,200 円	
					0.82	20,600 ～ 49,200 円	４～５階
					0.85	22,600 ～ 65,100 円	高齢者用
		２５号館	昭和６０年度	55.2 平方メートル	0.85	18,400 ～ 43,900 円	
					0.85	19,400 ～ 63,200 円	高齢者用
				61.6 平方メートル	0.85	20,600 ～ 48,300 円	
					0.82	19,800 ～ 48,300 円	４～５階
				68.0 平方メートル	0.85	22,700 ～ 52,700 円	身障者用
		２６号館	昭和６１年度	64.9 平方メートル	0.85	22,000 ～ 51,400 円	
					0.82	21,200 ～ 51,400 円	４～５階
					0.85	22,900 ～ 70,000 円	高齢者用

		A棟	平成１５年度	43.3 平方メートル	0.85	16,900 ～ 55,500 円	
				43.4 平方メートル	0.85	16,900 ～ 55,600 円	
				43.5 平方メートル	0.85	16,900 ～ 55,700 円	
				43.6 平方メートル	0.85	17,000 ～ 56,200 円	
				43.7 平方メートル	0.85	17,000 ～ 56,300 円	
				43.8 平方メートル	0.85	17,100 ～ 56,400 円	
				52.0 平方メートル	0.85	20,300 ～ 66,600 円	
				52.1 平方メートル	0.85	20,300 ～ 66,800 円	
				52.2 平方メートル	0.85	20,300 ～ 67,100 円	
				52.3 平方メートル	0.85	20,400 ～ 67,000 円	
				52.9 平方メートル	0.85	20,600 ～ 67,700 円	
				53.0 平方メートル	0.85	20,700 ～ 67,900 円	
				53.1 平方メートル	0.85	20,700 ～ 67,800 円	
				53.2 平方メートル	0.85	20,700 ～ 68,100 円	
				53.5 平方メートル	0.85	20,800 ～ 74,300 円	身障者用
				67.5 平方メートル	0.85	26,300 ～ 86,800 円	
				67.6 平方メートル	0.85	26,400 ～ 87,000 円	
				67.7 平方メートル	0.85	26,400 ～ 87,100 円	
				67.8 平方メートル	0.85	26,400 ～ 87,200 円	
				68.3 平方メートル	0.85	26,600 ～ 88,200 円	
				68.4 平方メートル	0.85	26,700 ～ 88,200 円	
				69.8 平方メートル	0.85	27,200 ～ 88,400 円	
				70.0 平方メートル	0.85	27,300 ～ 88,700 円	
				70.2 平方メートル	0.85	27,400 ～ 88,900 円	
				70.3 平方メートル	0.85	27,400 ～ 89,100 円	
		B棟	平成１７年度	45.7 平方メートル	0.85	18,000 ～ 84,200 円	
				45.8 平方メートル	0.85	18,000 ～ 84,400 円	
				45.9 平方メートル	0.85	18,000 ～ 84,600 円	
				46.0 平方メートル	0.85	18,100 ～ 84,700 円	
				52.0 平方メートル	0.85	20,400 ～ 94,200 円	
				52.1 平方メートル	0.85	20,500 ～ 94,500 円	
				52.2 平方メートル	0.85	20,500 ～ 94,600 円	
				52.3 平方メートル	0.85	20,600 ～ 94,800 円	
				52.6 平方メートル	0.85	20,700 ～ 95,300 円	
				52.8 平方メートル	0.85	20,800 ～ 95,600 円	
				52.9 平方メートル	0.85	20,800 ～ 95,800 円	
				53.0 平方メートル	0.85	20,800 ～ 96,000 円	
				53.2 平方メートル	0.85	20,900 ～ 105,100 円	身障者用

				67.5 平方メートル	0.85	26,500 ～ 122,700 円	
				67.6 平方メートル	0.85	26,600 ～ 123,000 円	
				67.7 平方メートル	0.85	26,600 ～ 123,100 円	
				67.8 平方メートル	0.85	26,700 ～ 123,200 円	
				70.4 平方メートル	0.85	27,700 ～ 128,400 円	
				70.5 平方メートル	0.85	27,700 ～ 128,500 円	
県営住宅社団地	福井市運動公園２丁目	１号館	昭和４３年度	38.4 平方メートル	0.84	9,500 ～ 23,500 円	
				76.8 平方メートル	0.84	19,100 ～ 41,200 円	
					0.81	18,400 ～ 41,200 円	４階
		２号館	昭和４３年度	33.4 平方メートル	0.84	8,300 ～ 23,200 円	
				66.9 平方メートル	0.84	16,600 ～ 40,600 円	
					0.81	16,000 ～ 40,600 円	４階
県営住宅上野団地	福井市上野本町新	１号館	昭和６３年度	60.8 平方メートル	0.78	19,400 ～ 50,700 円	
				63.5 平方メートル	0.78	20,300 ～ 52,000 円	
		２号館	昭和６３年度	63.8 平方メートル	0.78	20,400 ～ 52,700 円	
				66.2 平方メートル	0.78	21,200 ～ 54,600 円	
		３号館	昭和６３年度	66.2 平方メートル	0.78	21,200 ～ 54,700 円	
		４号館	平成元年度	63.8 平方メートル	0.78	20,700 ～ 44,800 円	
				66.2 平方メートル	0.78	21,500 ～ 47,000 円	
				63.8 平方メートル	0.78	21,700 ～ 68,400 円	高齢者用
		５号館	平成元年度	60.8 平方メートル	0.78	19,700 ～ 46,600 円	
				63.5 平方メートル	0.78	20,600 ～ 47,700 円	
				60.8 平方メートル	0.78	20,700 ～ 70,400 円	高齢者用
		６号館	平成元年度	66.2 平方メートル	0.78	21,500 ～ 50,000 円	
				66.2 平方メートル	0.78	22,500 ～ 74,700 円	高齢者用
		７号館	平成２年度	53.1 平方メートル	0.78	17,400 ～ 40,700 円	
				66.2 平方メートル	0.78	21,800 ～ 48,600 円	
				79.2 平方メートル	0.78	26,000 ～ 57,400 円	
		８号館	平成２年度	60.8 平方メートル	0.78	20,000 ～ 46,200 円	
				63.5 平方メートル	0.78	20,900 ～ 47,300 円	
		９号館	平成２年度	53.1 平方メートル	0.78	17,400 ～ 39,900 円	
				66.2 平方メートル	0.78	21,800 ～ 47,600 円	
				79.2 平方メートル	0.78	26,000 ～ 56,300 円	
県営住宅杉の木台団地	福井市三十八社町	１号館	昭和４７年度	78.8 平方メートル	0.77	20,500 ～ 51,600 円	
					0.74	19,700 ～ 51,600 円	４階
		２号館	昭和４７年度	78.8 平方メートル	0.77	20,500 ～ 50,900 円	
					0.74	19,700 ～ 50,900 円	４階
		３号館	昭和４７年度	78.8 平方メートル	0.77	20,700 ～ 52,800 円	

				79.3 平方メートル	0.74	20,000 ～ 53,100 円	４階
		４号館	昭和４７年度	78.8 平方メートル	0.77	20,700 ～ 51,800 円	
				79.3 平方メートル	0.74	20,000 ～ 52,100 円	４階
		５号館	昭和４９年度	79.8 平方メートル	0.77	21,500 ～ 58,800 円	
					0.74	20,700 ～ 58,800 円	４階
		６号館	昭和４９年度	48.6 平方メートル	0.77	12,300 ～ 24,600 円	
					0.77	12,300 ～ 24,800 円	身障者用
				79.8 平方メートル	0.77	21,600 ～ 58,500 円	
					0.74	20,700 ～ 58,500 円	４階
		７号館	昭和４９年度	42.0 平方メートル	0.77	12,200 ～ 44,400 円	
				51.0 平方メートル	0.77	14,900 ～ 49,300 円	
				51.3 平方メートル	0.77	14,900 ～ 49,400 円	
				73.6 平方メートル	0.77	21,500 ～ 61,400 円	
				74.2 平方メートル	0.77	21,600 ～ 61,700 円	
		９号館	昭和５０年度	49.4 平方メートル	0.77	14,400 ～ 50,300 円	
				61.1 平方メートル	0.77	17,800 ～ 55,500 円	
				68.4 平方メートル	0.77	19,900 ～ 58,700 円	
		１０号館	昭和５０年度	48.6 平方メートル	0.77	14,400 ～ 54,700 円	身障者用
				48.7 平方メートル	0.77	14,500 ～ 51,600 円	
				58.1 平方メートル	0.77	17,200 ～ 55,600 円	
				59.0 平方メートル	0.77	17,500 ～ 61,700 円	身障者用
				59.0 平方メートル	0.77	17,500 ～ 56,000 円	
				68.4 平方メートル	0.77	20,300 ～ 60,100 円	
		１２号館	昭和５１年度	55.2 平方メートル	0.77	14,500 ～ 32,700 円	
					0.74	13,900 ～ 32,700 円	４～５階
		１３号館	昭和５１年度	55.2 平方メートル	0.77	14,500 ～ 32,700 円	
					0.74	13,900 ～ 32,700 円	４～５階
県営住宅大安寺団地	福井市南楦原町	１号館	昭和５３年度	56.4 平方メートル	0.72	14,300 ～ 37,100 円	
		２号館	昭和５３年度	56.4 平方メートル	0.72	14,300 ～ 37,100 円	
					0.72	15,500 ～ 55,800 円	高齢者用
		３号館	昭和５４年度	57.0 平方メートル	0.72	14,700 ～ 39,100 円	
					0.72	15,800 ～ 58,200 円	高齢者用
県営住宅下荒井団地	福井市下荒井町	１号館	昭和５５年度	62.0 平方メートル	0.81	18,300 ～ 36,400 円	
					0.78	17,600 ～ 36,400 円	４～５階
					0.81	19,700 ～ 56,200 円	高齢者用
		２号館	昭和５６年度	62.0 平方メートル	0.81	18,600 ～ 40,400 円	
					0.78	17,900 ～ 40,400 円	４～５階
					0.81	19,800 ～ 59,300 円	高齢者用

		３号館	昭和５６年度	62.0 平方メートル	0.81	18,600 ～ 40,400 円	
					0.78	17,900 ～ 40,400 円	４～５階
					0.81	19,900 ～ 64,000 円	高齢者用
県営住宅清水グリーンハイツ	福井市グリーンハイツ２丁目	１号館	昭和４９年度	45.2 平方メートル	0.77	11,500 ～ 19,100 円	身障者用
				45.3 平方メートル	0.77	11,500 ～ 19,100 円	
				79.8 平方メートル	0.77	21,800 ～ 49,200 円	
					0.74	21,000 ～ 49,200 円	４階
		２号館	昭和４９年度	45.2 平方メートル	0.77	11,500 ～ 19,100 円	身障者用
				45.3 平方メートル	0.77	11,500 ～ 19,100 円	
				79.8 平方メートル	0.77	22,100 ～ 50,900 円	
					0.74	21,200 ～ 50,900 円	４階
		３号館	昭和４９年度	79.8 平方メートル	0.77	22,400 ～ 52,600 円	
					0.74	21,500 ～ 52,600 円	４階
				79.9 平方メートル	0.77	22,400 ～ 53,400 円	身障者用
		４号館	昭和５３年度	58.2 平方メートル	0.77	15,800 ～ 37,000 円	
					0.74	15,200 ～ 37,000 円	４～５階
					0.77	18,100 ～ 76,800 円	高齢者用
		５号館	昭和５３年度	58.2 平方メートル	0.77	15,800 ～ 37,000 円	
					0.74	15,200 ～ 37,000 円	４～５階
					0.77	17,900 ～ 76,800 円	高齢者用
		６号館	昭和５４年度	58.2 平方メートル	0.77	16,100 ～ 37,000 円	
					0.74	15,400 ～ 37,000 円	４～５階
		７号館	昭和５４年度	58.2 平方メートル	0.77	16,100 ～ 37,000 円	
					0.74	15,400 ～ 37,000 円	４～５階
					0.77	17,600 ～ 59,300 円	高齢者用
県営住宅御幸タウン	鯖江市御幸町３丁目	Ａ１号館	平成１１年度	45.9 平方メートル	0.93	15,200 ～ 71,300 円	
				46.4 平方メートル	0.93	15,300 ～ 71,900 円	
				46.5 平方メートル	0.93	15,400 ～ 72,000 円	
				79.2 平方メートル	0.93	26,200 ～ 107,400 円	
				79.9 平方メートル	0.93	26,500 ～ 108,000 円	
		Ａ２号館	平成１１年度	50.1 平方メートル	0.93	16,600 ～ 76,400 円	
				61.8 平方メートル	0.93	20,400 ～ 100,100 円	身障者用
				78.6 平方メートル	0.93	26,000 ～ 111,700 円	
		Ａ３号館	平成１２年度	50.1 平方メートル	0.93	16,600 ～ 76,800 円	
				61.8 平方メートル	0.93	20,500 ～ 100,900 円	身障者用
				78.6 平方メートル	0.93	26,100 ～ 112,300 円	
		Ａ４号館	平成１２年度	50.1 平方メートル	0.93	16,600 ～ 76,700 円	
				61.8 平方メートル	0.93	20,500 ～ 100,800 円	身障者用

				78.6 平方メートル	0.93	26,100 ～ 112,100 円	
		K１号館	平成９年度	47.6 平方メートル	0.93	15,600 ～ 74,600 円	
				74.7 平方メートル	0.93	24,500 ～ 112,100 円	
		K２号館	平成１０年度	47.6 平方メートル	0.93	15,700 ～ 75,700 円	
				74.7 平方メートル	0.93	24,600 ～ 113,700 円	
		K３号館	平成１１年度	54.8 平方メートル	0.93	18,100 ～ 89,800 円	
				58.2 平方メートル	0.93	19,300 ～ 94,400 円	
				67.0 平方メートル	0.93	22,200 ～ 103,400 円	
				67.4 平方メートル	0.93	22,300 ～ 103,400 円	
				79.2 平方メートル	0.93	26,200 ～ 117,200 円	
		S１号館	平成５年度	52.0 平方メートル	0.93	16,700 ～ 69,700 円	
				53.0 平方メートル	0.93	17,100 ～ 72,000 円	
				54.0 平方メートル	0.93	17,400 ～ 71,400 円	
				64.0 平方メートル	0.93	20,600 ～ 82,100 円	
				76.9 平方メートル	0.93	24,800 ～ 93,300 円	
			平成１０年度	51.0 平方メートル	0.93	16,800 ～ 79,900 円	
				53.4 平方メートル	0.93	17,600 ～ 81,900 円	
				64.6 平方メートル	0.93	21,300 ～ 93,300 円	
				64.7 平方メートル	0.93	21,300 ～ 93,400 円	
				78.3 平方メートル	0.93	25,800 ～ 106,900 円	
		S２号館	平成６年度	48.8 平方メートル	0.93	15,800 ～ 68,700 円	
				50.2 平方メートル	0.93	16,200 ～ 70,100 円	
				68.4 平方メートル	0.93	22,100 ～ 90,200 円	
				70.8 平方メートル	0.93	22,900 ～ 92,500 円	
				73.8 平方メートル	0.93	23,900 ～ 95,700 円	
		S３号館	平成７年度	48.7 平方メートル	0.93	15,800 ～ 73,300 円	
				65.8 平方メートル	0.93	21,400 ～ 90,500 円	
				74.9 平方メートル	0.93	24,400 ～ 104,400 円	
		S４号館	平成７年度	48.7 平方メートル	0.93	15,800 ～ 72,400 円	
				65.8 平方メートル	0.93	21,400 ～ 89,400 円	
				74.9 平方メートル	0.93	24,400 ～ 103,100 円	
		S５号館	平成８年度	49.3 平方メートル	0.93	16,100 ～ 75,500 円	
				74.9 平方メートル	0.93	24,500 ～ 110,800 円	
		S６号館	平成８年度	49.3 平方メートル	0.93	16,100 ～ 76,100 円	
				74.9 平方メートル	0.93	24,500 ～ 111,800 円	
		T１号館	平成５年度	48.4 平方メートル	0.93	15,600 ～ 54,100 円	
				62.0 平方メートル	0.93	20,000 ～ 66,600 円	
				70.6 平方メートル	0.93	22,700 ～ 74,400 円	

				75.6 平方メートル	0.93	24,400 ～ 79,100 円	
		Ｔ２号館	平成６年度	52.6 平方メートル	0.93	17,000 ～ 75,900 円	
				52.8 平方メートル	0.93	17,100 ～ 75,100 円	
				56.6 平方メートル	0.93	18,300 ～ 78,800 円	
				64.3 平方メートル	0.93	20,800 ～ 87,300 円	
				66.0 平方メートル	0.93	21,400 ～ 87,800 円	
				67.6 平方メートル	0.93	21,900 ～ 89,300 円	
				79.4 平方メートル	0.93	25,700 ～ 100,600 円	
		Ｔ３号館	平成９年度	79.5 平方メートル	0.93	26,100 ～ 109,800 円	
				79.7 平方メートル	0.93	26,200 ～ 110,000 円	
県営住宅北日野団地	越前市矢放町	１号館	昭和５２年度	57.0 平方メートル	0.91	15,100 ～ 36,700 円	
					0.88	14,600 ～ 36,700 円	４～５階
					0.91	16,500 ～ 58,600 円	高齢者用
		２号館	昭和５３年度	58.2 平方メートル	0.91	15,700 ～ 36,800 円	
					0.88	15,200 ～ 36,800 円	４～５階
					0.91	17,100 ～ 58,700 円	高齢者用
県営住宅霞ケ丘団地	坂井市丸岡町霞ケ丘４丁目	１号館	平成３年度	37.1 平方メートル	0.92	11,500 ～ 35,800 円	
				54.2 平方メートル	0.92	16,800 ～ 50,200 円	
				63.9 平方メートル	0.92	19,800 ～ 56,900 円	
		２号館	平成４年度	37.1 平方メートル	0.92	11,600 ～ 37,500 円	
				54.2 平方メートル	0.92	17,000 ～ 52,500 円	
				63.9 平方メートル	0.92	20,100 ～ 59,500 円	
		３号館	平成４年度	54.2 平方メートル	0.92	17,000 ～ 51,000 円	
				63.9 平方メートル	0.92	20,100 ～ 58,200 円	
		４号館	平成５年度	37.1 平方メートル	0.92	11,800 ～ 43,000 円	
				54.2 平方メートル	0.92	17,300 ～ 60,300 円	
				63.9 平方メートル	0.92	20,400 ～ 68,300 円	
		５号館	平成５年度	54.2 平方メートル	0.92	17,300 ～ 59,600 円	
				63.9 平方メートル	0.92	20,400 ～ 68,000 円	

福井県告示第１８５号

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第６条の２第１項および第７条の２第１項に基づき、一般財団法人福井県建築住宅センターを指定確認検査機関として指定したので、同法第７７条の２１第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定確認検査機関の名称

一般財団法人福井県建築住宅センター
2　指定確認検査機関の住所
福井県福井市御幸３丁目１０－１５
3　指定の区分
建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第１５条第１項第１号、第２号、第２号の２、第３号および第４号に規定するもの
4　業務区域
福井市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市および吉田郡永平寺町の都市計画区域内または準都市計画区域内
5　確認検査の業務を行う事務所の所在地
福井県福井市御幸３丁目１０－１５

福井県告示１８６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例（平成１６年福井県条例第２９号）第５条の駐車料金の徴収の事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

1　指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社ナイガイ
福井市光陽３丁目３－７
2　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井駅東口駐車場の駐車料金の徴収の事務
3　地方自治法第２４３条の２第1項の規定による指定をした日
令和７年４月１日
4　指定公金事務取扱者に委託をした日
令和７年４月１日

福井県告示第１８７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県県税外収入金に係るコンビニエンスストア収納事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

1　指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社セブン‐イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町８番地８
2　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
次のもの以外の歳入および歳入歳出外現金
⑴　地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国または他の普通地方公共団体から交付される歳入
⑵　繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入および繰越金
3　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
令和７年４月１日
4　指定公金事務取扱者に委託をした日
令和７年４月１日

福井県告示第１８８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県県税外収入金に係るコンビニエンスストア収納事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

1　指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社ローソン
東京都品川区大崎１丁目１１番２号
2　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
次のもの以外の歳入および歳入歳出外現金
⑴　地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国または他の普通地方公共団体から交付される歳入
⑵　繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入および繰越金
3　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
令和７年４月１日
4　指定公金事務取扱者に委託をした日
令和７年４月１日

福井県告示第１８９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県県税外収入金に係るコンビニエンスストア収納事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

1　指定公金事務取扱者の名称および住所

株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦３丁目１番２１号
２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
次のもの以外の歳入および歳入歳出外現金
⑴　地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国または他の普通地方公共団体から交付される歳入
⑵　繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入および繰越金
３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
令和７年４月１日
４　指定公金事務取扱者に委託をした日
令和７年４月１日

福井県告示第１９０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県県税外収入金に係るコンビニエンスストア収納事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所
山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町３丁目１０番１号
２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
次のもの以外の歳入および歳入歳出外現金
⑴　地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国または他の普通地方公共団体から交付される歳入
⑵　繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入および繰越金
３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
令和７年４月１日
４　指定公金事務取扱者に委託をした日
令和７年４月１日

福井県告示第１９１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県県税外収入金に係るコンビニエンスストア収納事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所
ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬１丁目５番地１
２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
次のもの以外の歳入および歳入歳出外現金
⑴　地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国または他の普通地方公共団体から交付される歳入
⑵　繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入および繰越金
３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
令和７年４月１日
４　指定公金事務取扱者に委託をした日
令和７年４月１日

福井県告示第１９２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県県税外収入金に係るコンビニエンスストア収納事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地６６５番地の１
２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
次のもの以外の歳入および歳入歳出外現金
⑴　地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国または他の普通地方公共団体から交付される歳入
⑵　繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入および繰越金
３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
令和７年４月１日
４　指定公金事務取扱者に委託をした日
令和７年４月１日

福井県告示第１９３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県県税外収入金に係るコンビニエンスストア収納事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

1　指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南１丁目８番２７号

2　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
次のもの以外の歳入および歳入歳出外現金
⑴　地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国または他の普通地方公共団体から交付される歳入
⑵　繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入および繰越金

3　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
令和７年４月１日

4　指定公金事務取扱者に委託をした日
令和７年４月１日

福井県告示第１９４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県県税外収入金に係るコンビニエンスストア収納事務を委託したので、同法第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

1　指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社セイコーマート
北海道札幌市中央区南９条西５丁目４２１番地

2　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
次のもの以外の歳入および歳入歳出外現金
⑴　地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国または他の普通地方公共団体から交付される歳入
⑵　繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入および繰越金

3　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
令和７年４月１日

4　指定公金事務取扱者に委託をした日
令和７年４月１日

福井県告示第１９５号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項および第１６７条の１１第２項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定の適用を受ける調達契約のうち令和７年度以降福井県が発注する物品等の購入、修繕、借上げ等および特定役務の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札および指名競争入札（以下これらを「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項および当該資格の審査申請等について地方自治法施行令第１６７条の５第２項（同令第１６７条の１１第３項において準用する場合を含む。）および特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成７年福井県規則第８２号）第３条の規定により、次のとおり公示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

1　調達をする物品等または特定役務の種類
⑴　文具・印章事務用品機器
⑵　医療薬品類
⑶　印刷製本
⑷　電気通信機器類
⑸　機械器具類
⑹　教育用機器教材
⑺　車両・船舶類
⑻　油脂・燃料類
⑼　広告・宣伝類
⑽　保守管理・警備保障・検査類
⑾　その他

2　特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者
特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者以外の者で、知事が行う審査により特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を有すると決定された者とする。

なお、物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和４２年福井県告示第２７号）の規定による審査において福井県が行う競争入札に参加する者に必要な資格を有すると決定された者については、参加資格を有すると決定された者とみなす。

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者
⑵　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者
⑶　競争入札参加資格審査申請書（物品の製造または購入契約に係る資格等において定められた様式第１号。以下「申請書」という。）およびその添付書類に虚偽の事項を記載した者
⑷　営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
⑸　県税、法人税、申告所得税、復興特別所得税、消費税または地方消費税を滞納して

いる者
⑹　福井県が訴えを提起している者
⑺　申請日前１年間に営業の実績がない者
３　資格審査の申請の方法
⑴　申請の手続
競争入札の資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、６の提出場所に提出すること。なお、申請書およびその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出は、電子申請または郵送によることができる。
ア　法人にあっては貸借対照表、損益計算書等、個人にあっては所得税青色申告決算書もしくは所得税確定申告書および収支計算書またはこれらに準ずるもの
イ　法人にあっては当該法人の登記事項証明書、個人にあっては地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないことを証する書面
ウ　福井県の区域内に事業所を有する者にあっては、福井県が交付する県税の納税証明書
エ　法人にあっては税務署が交付する法人税、消費税および地方消費税の納税証明書、個人にあっては税務署が交付する申告所得税、復興特別所得税、消費税および地方消費税の納税証明書
オ　役員等名簿（様式第２号)
カ　認可、認可等を必要とする営業にあっては、これを得たことを証明する書類
キ　国際標準化機構が定めた規格（７において「国際規格」という。）ＩＳＯ１４００１または環境省が定めた規格（７において「環境省規格」という。）エコアクション２１の認証を取得している場合にあっては、当該認証に係る登録証の写し
ク　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第５０条第１項の規定による障害者雇用調整金または同法附則第４条第３項の規定による報奨金の支給を受けている場合にあっては、当該調整金または報奨金の支給決定通知書の写し
ケ　次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第１２条第１項または第４項の規定により一般事業主行動計画を策定している場合にあっては、その写し
コ　次世代育成支援対策推進法第１３条の規定による厚生労働大臣の認定を受けている場合にあっては、当該認定通知書の写し
サ　代理店または特約店であるときは、これを証する書類
シ　法人が支店、営業所等の長に競争入札参加者としての権限を委任する場合には、その委任状
ス　その他知事が必要と認めた書類
⑵　申請書の受付時期（更新の場合を除く。）
令和７年４月１日から福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第２号）に規定する県の休日を除き、随時、申請を受け付ける。
⑶　申請書等に用いる言語
ア　申請書および財務諸表類については、日本語で作成すること。
なお、その他の書類で外国語で記載されているものについて、日本語の訳文を付記または添付すること。
イ　添付書類に金額を記載するときは、出納官吏事務規定（昭和２２年大蔵省令第９５条）第１６条に規定する外国貨幣換算率により、その金額を日本国通貨に換算して記載すること。
⑷　その他
申請に係る事務については、日本国内に住所または事務所を有する者に委任することができる。
４　更新申請書の受付期間
知事が別に定める期間内とする。
５　資格の有効期間
この告示の日以降において参加資格を有すると認定された日（以下「認定日」という。）から認定日の属する年度の翌々年度の末日までとする。
ただし、更新申請者は、８の競争入札参加資格審査通知をした日の属する年度の翌年度の初日から起算して３年間とする。
６　競争入札参加資格審査申請書その他の資格に関する文書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒９１０－８５８０
福井県福井市大手３丁目１７－１
福井県会計局会計課
総務第三グループ
電話０７７６－２０－０２５３
７　参加資格の審査
競争入札に参加しようとする者の資格審査の項目は、次の各号に定めるとおりとする。
⑴　売上高
⑵　経営規模
ア　純資産
イ　従業員数
⑶　経営状況
ア　流動比率
イ　営業年数
⑷　その他
ア　国際規格ＩＳＯ１４００１または環境省規格エコアクション２１の認証取得の

有無
イ　障害者雇用の状況
ウ　次世代育成支援のための雇用環境の整備の状況
エ　福井県父親子育て応援企業知事表彰受賞・登録の有無
オ　福井県子育てモデル企業認定の有無
カ　ふくい女性活躍推進企業プラス＋登録の有無

８　資格審査の結果の通知等

競争入札の資格審査を行ったときは、その結果を競争入札参加資格審査通知書（様式第３号）により申請した者に通知するとともに、有資格者については福井県競争入札参加資格者名簿に登載する。

なお、申請日から特定調達契約に係る競争入札の期日までに日数の余裕がないときは、当該競争入札の期日までに参加資格の審査を終了することができないことがある。

９　名簿記載事項の変更届出

有資格者は、申請書の提出後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第４号。以下「変更届」という。）により届け出なければならない。

⑴　商号、名称または支店等の名称を変更したとき。
⑵　本店または支店等の住所を変更したとき。
⑶　法人にあっては代表者、個人にあってはその者の氏名を変更したとき。
⑷　委任者を変更したとき。
⑸　営業種目の追加、休止または一部の廃止をしたとき。
⑹　経営規模を著しく変更したとき。
⑺　その他営業に関して重要な事項を変更したとき。

１０　競争入札参加資格の取消し

有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、特別の理由がある場合を除き、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者または競争入札参加資格申請書およびその添付書類に虚偽の事項を記載した者。
⑵　営業種目の全部を廃止したとき。
⑶　競争入札参加資格の取消しを申し出たとき。
⑷　その他知事が必要と認めたとき。

⑴から⑷により競争入札参加資格を取り消したときは、当該競争入札参加資格を取り消された者を参加資格者名簿から抹消するとともに、競争入札参加資格取消（停止）通知書（様式第５号）によりその者に通知する。

１１　競争入札参加資格の停止

有資格者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

⑴　地方自治法第１６７条の４第２項各号に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者。
⑵　県税、法人税、申告所得税、復興特別所得税、消費税または地方消費税を滞納している者。
⑶　福井県が訴えを提起している者。
⑷　その他知事が必要と認めたとき。

⑴から⑷により競争入札に参加させないこととしたときは、競争入札参加資格取消（停止）通知書により当該有資格者に通知する。

１２　その他必要な事項

１件の特定調達契約について福井県が発注することができる額（以下「発注基準額」という。）は、当該特定調達契約の相手方において、決定日の属する事業年度の直前の事業年度における製造実績額または販売額の４分の１に相当する額（その額に１００万円未満の端数金額があるときは、当該端数金額を切り上げた額）以下の額とする。ただし、契約の種類により、特定調達契約の相手方の経営および信用の状況、契約履行能力その他特殊な事情を総合的に勘案し、当該発注基準額を超えて発注することがある。

福井県告示第１９６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、福井県奨学育英基金貸付金の返還金の未収金に関する収納事務を委託したので、同令第２４３条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

１　受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所

弁護士法人　一番町綜合法律事務所
代表社員　神﨑　浩昭
東京都千代田区紀尾井町３番１２号紀尾井町ビル８０２号室

２　委託事務の内容

福井県奨学育英基金貸付金の返還金の未収金に関する収納事務

３　委託期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　徴収の方法

文書または口頭による納入の通知による。

訓　　令

福井県訓令第１５号

庁中一般

副部長の掌理する事務を定める規程を次のように定める。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

副部長の掌理する事務を定める規程

福井県行政組織規則（昭和３９年福井県規則第２１号）第２０２条第１項に規定する副部長のうち次の表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理する。

部	補職名	掌理する事務
総務部	副部長	1　総務部政策推進グループの所管に属する事務 2　総務部の所管に属する事務のうち、副部長（広報広聴）または副部長（大学私学）の掌理する事務以外のもの 3　前２号に掲げるもののほか、総務部内の複数の課に関連する事務
	副部長(広報広聴)	広報広聴課の所管に属する事務
	副部長(大学私学)	大学私学課の所管に属する事務
未来創造部	副部長	1　未来創造部の所管に属する事務のうち、副部長（未来戦略）または副部長（ＤＸ推進）の掌理する事務以外のもの 2　前号に掲げるもののほか、未来創造部内の複数の課に関連する事務
	副部長(未来戦略)	未来戦略課の所管に属する事務
	副部長(DX推進)	ＤＸ推進課の所管に属する事務
防災安全部	副部長	1　防災安全部政策推進グループの所管に属する事務 2　防災安全部の所管に属する事務のうち、副部長（県民安全）、副部長（防災）、副部長（危機管理）または副部長（原子力安全対策）の掌理する事務以外のもの 3　前２号に掲げるもののほか、防災安全部内の複数の課に関連する事務
	副部長(県民安全)	県民安全課の所管に属する事務
	副部長(防災)	防災安全部の所管に属する防災に係る技術に関する事務
	副部長(危機管理)	危機管理課の所管に属する事務
	副部長(原子力安全対策)	原子力安全対策課の所管に属する技術に関する事務
交流文化部	副部長	1　交流文化部政策推進グループの所管に属する事務 2　交流文化部の所管に属する事務のうち、副部長（観光政策）、副部長（インバウンド推進）または副部長（スポーツ）の掌理する事務以外のもの 3　前２号に掲げるもののほか、交流文化部内の複数の課に関連する事務
	副部長(観光政策)	観光政策課の所管に属する事務
	副部長(インバウンド推進)	交流文化部の所管に属するインバウンド推進に関する事務
	副部長(スポーツ)	スポーツ課の所管に属する事務
エネルギー環境部	副部長	1　エネルギー環境部政策推進グループの所管に属する事務 2　エネルギー環境部の所管に属する事務のうち、副部長（循環社会推進）の掌理する事務以外のもの 3　前２号に掲げるもののほか、エネルギー環境部内の複数の課に関連する事務
	副部長(循環社会推進)	循環社会推進課の所管に属する事務
健康福祉部	副部長	1　健康福祉部政策推進グループの所管に属する事務 2　健康福祉部の所管に属する事務のうち、副部長（障がい福祉）または副部長（こども未来）の掌理する事務以外のもの 3　前２号に掲げるもののほか、健康福祉部内の複数の課に関連する事務
	副部長(障がい福祉)	障がい福祉課の所管に属する事務
	副部長(こども未来)	こども未来課の所管に属する事務
産業労働部	副部長	1　産業労働部政策推進グループの所管に属する事務 2　産業労働部の所管に属する事務のうち、副部長（経営改革）、副部長（商業・市場開拓）または副部長（工業技術）の掌理する事務以外のもの 3　前２号に掲げるもののほか、産業労働部内の複数の課に関連する事務
	副部長(経営改革)	経営改革課の所管に属する事務
	副部長(商業･市場開拓)	商業・市場開拓課の所管に属する事務
	副部長(工業技術)	工業技術センターの所管に属する技術に関する事務
農林水産部	副部長	1　農林水産部政策推進グループの所管に属する事務 2　農林水産部の所管に属する事務のうち、副部長（技術）、副部長（農村振興・防災）または副部長（林業）の掌理する事務以外のもの 3　前２号に掲げるもののほか、農林水産部内の複数の課

		に関連する事務
	副部長(技術)	農林水産部の所管に属する技術に関する事務のうち、副部長（農村振興・防災）または副部長（林業）の掌理する事務以外のもの
	副部長(農村振興･防災)	農村振興課の所管に属する技術に関する事務および農林水産部の所管に属する防災に関する事務
	副部長(林業)	農林水産部の所管に属する森林および林業の技術に関する事務
土木部	副部長	1　土木部政策推進グループの所管に属する事務 2　土木部の所管に属する事務のうち、副部長（技術）または副部長（防災・特定事業）の掌理する事務以外のもの 3　前２号に掲げるもののほか、土木部内の複数の課に関連する事務
	副部長(技術)	土木部の所管に属する技術に関する事務のうち、副部長（防災・特定事業）または副部長（建築）の掌理する事務以外のもの
	副部長(防災･特定事業)	土木部の所管に属する防災および特定事業に関する事務

附　則

1　この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

2　副部長の掌理する事務を定める規程（令和６年福井県訓令第６号）は、廃止する。

福井県訓令第１６号

庁中一般
各出先機関
労働委員会事務局

辞令の特例に関する訓令を次のように定める。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

1　この訓令の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職にある者について特に発令がないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる職を発令したものとみなす。

交流文化部魅力創造課恐竜戦略室総括主任	交流文化部誘客推進課恐竜戦略室総括主任

2　この訓令の施行の際現に次の表の左欄に掲げる所属の主任を命ぜられている者または当該所属に勤務を命ぜられている者について特に発令がないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる所属の主任を命ぜられ、または当該所属に勤務を命ぜられたものとみなす。

交流文化部定住交流課	未来創造部定住促進課
交流文化部魅力創造課	交流文化部誘客推進課

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

公　　告

調理師法（昭和３３年法律第１４７号）第３条の２第１項の規定に基づき、令和７年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則（昭和３４年福井県規則第３１号）第７条の規定により、次のとおり公示する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

1　試験の日時

令和７年１０月２５日（土）

１３時３０分から１５時３０分まで

2　試験の場所

福井市西木田２丁目８番１号

福井商工会議所

3　受験手続

郵送受付

令和７年５月７日（水）から令和７年６月３日（火）まで（当日消印有効）

〒１０３－００１２

東京都中央区日本橋堀留町

２丁目８番５号ＪＡＣＣビル５階

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当あて送付すること。

4　受験申請書の配布

令和７年５月７日（水）から令和７年６月３日（火）まで

県各健康福祉センター、福井市保健所、県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課、公益社団法人調理技術技能センターにおいて配布

5　受験手数料

６，１００円

6　問い合わせ先

公益社団法人調理技術技能センター　調理師試験担当

（電話０３－３６６７－１８１５）

農地法（昭和２７年法律第２２９号）第４１条第１項の規定により、福井県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第３８条第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年４月１日

福井県知事　杉本　達治

1　申請に係る農地の所在等

番号	所在および地番	地目	面積（㎡）
1	小浜市谷田部83字9番	田	4,838
2	勝山市遅羽町大袋57字97	田	1,281
	勝山市遅羽町大袋58字92	田	1,687

2　申請に係る農地の利用の現況

農地法第３３条第１項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、福井県農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4　申請者の希望する権利の始期等

番号	農地を利用する権利の始期	存続期間	賃借に相当する補償金の額（円）
1	令和８年３月３１日	10年	50円
2	令和７年８月１日	10年	29680円

5　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

⑴　提出期限

令和７年４月１５日

⑵　提出先

福井県農林水産部中山間農業・畜産課

⑶　記載事項

ア　意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨およびその理由

カ　その他参考となるべき事項

6　農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８７条の３第１項の規定による土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の公告の日から１５年以上あるものである。

発行人　〒910-8580　福井県福井市大手３丁目17番１号　福　井　県